

具体的な改正点の概要

それぞれの具体的な改正点の概要は次のとおりです。

I 一般組合が対応しなければならない改正点（一般組合改正点）

1. 役員（理事・監事）の任期の変更

役員（理事、監事）の任期が変更されます

理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更されます。監事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「4年以内で定款で定める期間」に変更されます。

理事の任期が3年である組合は任期の短縮（定款変更が必要）が必要です

現在、定款で理事の任期を「3年」と規定している組合は、法施行後はそのままであると法違反となりますので「2年」に定款変更する必要があります。

監事の任期の延長（定款変更が必要）が可能となります

監事については、今回の法改正で監事の権限強化の観点から「4年以内で定款で定める期間」に任期が延長されています。こうした点を踏まえ、各組合で監事の任期を定めてください。ただし、現行の法規定では「3年以内で定款で定める期間」とされていることから、組合では「1年」「2年」「3年」のいずれかの任期が定款に規定されていると考えられ、これらは「4年以内で定款で定める期間」に該当します。このため、監事については定款を変更せずに現在の任期のままであっても法違反になりません。いずれにしても、理事の改選期と監事の改選期をどのように設定するか（例えば、理事の任期を2年とし、監事の任期を3年のままとした場合、理事と監事の改選期が一致しないこととなります）等を踏まえ、監事の任期をどのようにするか検討する必要があります。

役員（理事・監事）の任期の変更のタイミングを考える必要があります

上記の任期変更に関しては改正法には「この法律の施行の際現に存する協同組合の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による」という経過措置が置かれています。

理事の任期が3年である場合や監事の任期を4年にしようとする場合は、事業年度や現在の理事、監事の改選時期によって任期を変更しなければならない時期が異なりますので注意が必要です。

事業年度が4月に始まり翌年の3月に終わる組合の場合、この経過措置の対応関係を示すと次のようになります。

(1) 理事（任期を「3年」としている場合、どのタイミングで2年以内への任期短縮・定款変更をしなければならないのか？）

① 平成18年5月に3年任期で改選した場合

- 平成21年5月までは3年任期のまま。
- 平成21年5月までの間に定款を変更して2年以内とする。
- 平成21年5月の総会においては、2年以内に変更された定款の規定に基づき理事を選出する。

これ以降、理事の任期は2年以内となる。

- 平成21年5月の総会において、理事の任期を2年以内とする定款変更の議決をし、定款変更に係る行政庁の認可がなされることを停止条件として、その定款の規定に基づき、その総会において任期2年の理事を選出することも可能である。

② 平成19年5月に3年任期で改選する場合